令和８年（フ）第８４号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野2950番地
債務者　井川　麻矢
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第２７４号
沖縄県宜野湾市野嵩３丁目３番25号
債務者　荻堂　直人
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１２０１号
東京都町田市小山町3493番地１エスペランサ203
債務者　スダリオ　マイカ　イノウエ
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２６１号
東京都武蔵村山市三ツ藤１丁目107番地の４
債務者　富永　義之
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３３８号
東京都青梅市東青梅５丁目７番地の３プレミール早道101
債務者　上地ルイスこと　ウエチ　イサ　ルイス　アントニオ
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２１５３号
神奈川県藤沢市湘南台３丁目11番地の16　すずひろ荘103号室
債務者　星野美桜子（旧姓坂嶋）
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８４８号
京都市伏見区深草西出町６番地３　カーサ・ドルチェ　402
債務者　家庭教師の南こと　小倉　美也
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９０７号
京都府宇治市小倉町堀池39番地の20
債務者　髙橋　　望
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９６３号
京都市伏見区久我西出町14番地１　ディオ・フェルティ京都久我503号
債務者　吉田由利枝
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９９１号
京都市南区西九条池ノ内町58番地　フォーセブン八条口607
債務者　田中　　恵
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９９６号
京都府向日市鶏冠井町山畑21番地の８　コーポサンフラワーＢ棟　202
債務者　甚田　有葉
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０３６号
京都市伏見区桃山町金井戸島13番地18
債務者　ＹＳＫこと　畑　　洋介
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７６０号
堺市中区宮園町９番３－709号
債務者　豊村　大喜
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７６４号
大阪府羽曳野市南恵我之荘２丁目３番20－301号　ルブラン甲陽
債務者　冨田　悠介
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８０８号
堺市南区茶山台３丁22番10－302号
債務者　俵口　政次
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８１３号
大阪府河内長野市小深66番地
債務者　野上紀美子
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８３１号
堺市北区百舌鳥梅町１丁16番地３　リヴェール壱番館202号
債務者　土井麻沙実
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係